

## 1 1 4 . 0 3

### 包括委任状の取下げ

包括委任状を提出した者は、包括委任状を取り下げる（[特例施規 8 条](#)、様式第 8）ことにより、[特許法施行規則第 4 条の 3](#)<sup>※1</sup>、[特許登録令施行規則第 1 3 条の 5](#)<sup>※2</sup>及び[特例法施行規則第 5 条の 2](#)、[国際出願法施行規則第 5 条](#)の規定による代理権の証明については、その後の手続において当該包括委任状を援用できないようにすることができる。

なお、当該包括委任状を援用することにより代理権の証明をして、既に代理人の選任の届出を行った代理人の代理権については、当該包括委任状を取り下げることによって当該代理人の代理権を消滅させることはできず、当該届出に係る事件ごとに代理権の消滅を届け出なければならない（[特施規 9 条の 2](#)<sup>※1</sup>、[国際出願法施規 6 条 4 項](#)）。

（新規平成 2 9 ・ 4）

---

※1 [特施規 4 条の 3](#)、[9 条の 2](#)：[実施規 2 3 条 1 項](#)、[意施規 1 9 条 1 項](#)、[商施規 2 2 条 1 項](#)において準用

※2 [特登施規 1 3 条の 5](#)：[実登施規 3 条 3 項](#)、[意登施規 6 条 3 項](#)、[商登施規 1 7 条 3 項](#)において準用